

No.	分類	内容	対応方針
1	反映した (一部のみ 反映したもの を含む)	・水道事業は営利を目的としない事業であり、ヒトの生命活動に必要なライフラインを守り、維持するもの(公益事業)であるので、営利目的の民間事業者と同じ扱いをしないように、十分に内容検討をお願い	条例案では影響調査、採取の届出は適用除外とするほか、制限地域での採取基準は、配慮するよう規定する予定。また、協議会の会費負担についても、金額等について配慮する予定です。
2		・水道事業者(水道局)と民間事業者(ミネラルウォーター製造業者など)が同じ扱いであることに不	同上
3		・井戸は掘ってみないと分からない。したがって、掘削届書の記載項目に記入することが出来ない。	井戸の掘削計画を記入いただきます。
4		・地下水の公共性を踏まえて、条例の整備を行ってほしい。	地下水の公共性は明記していないが、地域の貴重な資源であることを規定します。
5		・協議会の活動内容に「水ビジネスの研究」が含まれているが、削除してほしい。	削除します。
6		・協議会の活動内容に「水ビジネスの研究」が含まれているが、削除してほしい。	同上
7		・試掘は届出対象となるのか。	対象としません。
8		・地下水保全に対する理念を忘れないでほしい。共有の財産であるということを。	共有の財産であることは認識しています。
9		・専用水道では、設置者と使用者が異なることがある。だれが届出を行うべきか。	設置者を予定しています。
10		・届出者を何件くらい想定しているか。	全県下で、200件程度を想定しています。
11		・県の責務をもっと積極的な立場にしてほしい、条例の主体がどこにあるか分からない。	県の責務は、地下水の涵養、水質、水量の保全に資する事業の推進のほか、情報提供、意識の高揚を図ることなど明記します。
12		・対象者の把握が100件程度を想定とは、少なすぎるのではないかと。さらに調査をすべきである。	旅館・公衆浴場、クリーニング業、畜産業の方に追加で説明しています。引き続き、把握に努めます。
13		・事前影響調査の方法が分かりにくい。	4日間程度の短期調査を予定します。
14		・井戸の設置者と利用者が異なる場合、どちらが届出や協議会への参画をすべきですか。	設置者を予定しています。
15		・地下水の状況を県民に周知徹底することが重要で	周知するよう努力します。
16		・モニタリングを行うべきです。	モニタリングは実施します。
17		・この条例で扱う地下水に、温泉は含まれますか。	温泉法に規定される温泉は本条例の対象としませ
18		・届出が必要な事業者の条件を「揚水機の吐出口の断面積が14cm ² を越える揚水設備」としている理由及び具体的な対象(又は対象外)としてどのような者を想定しているのか。	H19アンケート調査に回答した52事業者の約95%の採取量が把握できる口径としました。
19		・既存の地下水採取者の届出には、どのような内容を考えているか。影響調査は含まれるか。	自社で実施した影響調査のデータ等があれば、添付を依頼する予定です。
20		・採取量の報告として、「月別水量メーター数値、採取量、揚水設備の稼働日数、運転時間、月初めの井戸の静止水位、運転水位の平均」とあるが、新たに測定器の設置が必要な施設もある。それらの設置費用について県で何らかの手当てをお願いした	メーターを設置していない方は、揚水設備の能力と稼働時間等の合理的な推計による報告も可能とする予定なので、当面は、メーター設置の助成は考えていません。
21		・構成員が「事業者(市町村)」となっていますが、民間の事業者も含めるべきではないでしょうか。運営経費は各構成員で分担となっていますので、民間事業者も構成員として協力金の分担をすべきと考えま	民間を含めています。表現は修正します。
22		・対象は「地下水を事業に利用する事業者のうち、揚水機の吐出口断面積が14cm ² を越える揚水設備を有している者」であり、「一般家庭が生活用に地下水を利用する場合」は吐出口断面積の大きさに関係なく対象外という理解で良いでしょうか。	よろしいです。
23		・構成員となりうる事業者をどのように抽出するのか。自己申告制か。既に県で把握しているのか。	原則、自己申告となります。制度の周知に努め、届け出もれがないように努めます。
24		・水資源の現状を視覚的に知る事の出来る仕組みを設けてほしい。	協議会の事業で取組む予定です。
25		・条例の内容について、もっと詳しく教えてほしい。	概要の資料で、説明しました。
26		・近隣の地下水の採水事業者との間でトラブルが生じている。このようなことを防止できる条例であって	影響調査等の実施で、トラブルが生じないよう対応を図ります。
27		・既得権を守る条例のようだが、大手採水事業者の既得権を守るようであれば、本末転倒である。	既得権を守るものではなく、採取者の方相互に配慮して利用するという考え方です。
28		・罰則は県の組織のどこが判断するのか?	県の生活環境部が警察に告発します。
29		・温泉は含みますか。	温泉法に規定される温泉は本条例の対象としませ
30		・水道事業は水道許認可が別にあるため、条例対象外を望む。	水道法の規定による設備の届出や採取量の報告等、法の規程により把握できるものについては、条例の適用除外とします。
31		・渇水時の取水制限の調整は誰が行うか。	県が制限を行なうための制限地域の指定や採取基準を設定します。協議会は自主規制を調整していた

No.	分類	内容	対応方針
32	既に盛り込み済み	・水道事業は届出不要で条例対象外だが、協議会への参加は対象となるのか。	水道法に基づき把握できる内容については、届出等を適用除外としています。ただし、事業者で構成する協議会への参画は必要です。
33		・意見の聴衆、地元への意見を求める場合、地元の同意書といったものあつかいはあるのか。	地元同意書の添付までは、考えていません。
34		・協議会への協力金は水道事業者と市町村のどちらが、負担するのか。	基本的には、水道事業者で考えています。しかし、特別会計等の経営状況等を勘案して、市町村負担とするなど、最終的には市町村でのご判断に委ねる
35		・河川水のための採取の場合でも協議会への参加は必要なのか。	河川法の規定による河川水のための採取の場合、協議会への参加は不要です。ただし、趣旨に賛同いただける方は、賛助会員として募集をする予定です。
36		・協議会への参画は義務か。	任意です。
37		・協力金の想定金額を教えてください。	熊本県の1m3あたり0.3円を参考として、検討しています。
38		・水道法と条例の関係を整理して教えてください。	水道法で把握できる事項は、本条例について適用除外とするよう考えています。
39		・推進組織を事業者主体で行うのではなく、県に主体でお願いしたい。オブザーバーの立場を県がとるのではなく、積極的に参加してほしい。	県は、協議会に対して、協力、指導、助言、助成する立場を考えています。
40		・水量メーター設置は、大きな負担になる。	原則、設置を義務化する予定ですが、採取量の把握について、知事が認める場合は、メーター以外の方法によることも可能とするよう考えています。
41		・規制色を強く感じる。	新規に井戸の掘削を行なうと際、影響調査等の義務化を考えています。地下水採取に支障が生じない限り、採取量等を規制することは考えていません。
42		・事業者にとって、取水制限は死活問題。既得権の保証を願う。	事前影響調査で支障があれば、新たな採取について、採取量を減らすことを想定しています。
43		・町条例が施行された地域では、どのように県条例と調整をとるのか。	町条例で許可制を採用しているため、県条例は適用除外とするよう考えています。ただし、協議会への参画は適用するよう考えています。
44		・地下水協議会の負担金は、地下水利用量に応じたものなのか。	年間の取水量区分(ランク分け)に応じた年会費的な協力金と年間採取量に1m3あたりの単価を乗じた協力金の合算とするよう考えています。
45		・井戸水の使用期間は、年間の限られた時期でしかないが、それも届出対象になるのか。	揚水設備が対象となれば、届出の対象とするよう考えています。
46		・届出除外の規定等はあるのか。	水道事業者、災害等に供するものです。
47		・農業も含まれますか。	含みます。
48		・少量しか地下水を使用していないため、使用水量の把握が難しい。	ポンプ能力や稼働時間等を勘案して、合理的な計算で報告をお願いするよう考えています。
49		・県条例と町条例の関係。届出はどちらにも行うべきですか。	町条例と県条例との重複はしないよう考えています。
50		・届出対象者が、吐出口の断面積の合計が14平方センチメートル以上とあるが、それは敷地内の井戸の合計でよいのか。	合計で算定するよう考えています。
51		・推進組織の事業運営にどのくらいの金額が必要か。	モニタリング地点50地点等のデータの集約、涵養策等で年間400~500万円程度を想定しています。
52		・推進組織は、県下に一つの組織とするのか、それとも地域や市町村単位で各々に設置されるのか。	県下に1つとを考えています。
53		・町の条例に基づき手続きを行う予定だが、同じ手続きを県にも行わなければならないのか。	町条例と県条例との重複はしないよう考えています。
54		・地下水協議会の負担金は、水道事業者にも課されるのであれば、水道料金に撥ね返るのではないのか。	水道料金に跳ね返る大きな負担となる協力金は、考えていないところです。
55	・いつ頃、条例が公布、施行されますか。	H25.4.1施行を予定しています。	
56	・施設内にある使用していない予備の井戸も含めて、吐出口の合計面積を計算するのか。	合計で算定します。	
57	・融雪装置も対象事業に含まれるか。	検討します。道路の除雪は、公益目的であることから、対象外とするよう考えています。	
58	・協議会を設置すれば当然、事務局も設置されると思われ、一般的に市町村による輪番制が想定されるところですが、本町では、事務局を運営できるほど人員に余裕はないので、県に事務局を設置することを希望します。	基本的には、事業者の方に事務局をお願いするよう考えています。ただし、協議会の立ち上げ、事業が軌道にのるまでの間、県が事務局となることも含めて、協議しているところです。	
59	・水源涵養を行っている自治体としては、協議会のメリットが感じられない。活動内容が重複する。	協議会のあり方・事業について、メリットを感じていただけるよう検討します。	
60	・協議会の設置および運営は、事業者ではなく県が行うべきだ。	事業者で構成し、県が協力等することを考えています。	
61	・協議会の設置および運営は、事業者ではなく県が行うべきだ。	同上	
62	・協議会は県全域で組織するのであれば、県主体で行ってほしい。	同上	

今後の

No.	分類	内容	対応方針
63	検討課題	・協議会の設置は負担になる。	同上
64		生活水は対象としていません。事業に利用され場合は、届出の対象となると考えています。	地下水採取者なので申し訳ございませんが、他の事業者と同様の対応にさせていただきます。
65		・協議会の負担金に免除規定を設けてほしい。	負担金ではなく、協力金として考えています。協力金のあり方は、協議会設立準備会をたちあげ、意見を伺いつつ、検討することを考えています。
66		・実態や問題を調査してから、その対策のための金額を明示してから、協力金の負担額を考えるべきだ。	モニタリング、涵養策等の事業を想定しており、それらの実施に必要な経費について、協力金として拠出いただくよう考えています。
67		・事前影響調査の必要経費について、具体的金額を示してほしい。	事前影響調査は、個別に判断するよう考えているので、ある程度の情報が集約されれば、地域別・採取量別等のパターン化を検討するよう考えています。
68		・事前影響調査の方法については、分かりやすいものにしてほしい。	温泉法の揚水試験を準用して、4日間程度の短期調査を考えています。そのうえで、情報が集約されれば、パターン化も検討したいと考えています。
69	対応困難	・大手採水事業者の規制を行うべきだ。	地下水の採取に支障が生ずる場合は、制限地域を定め、採取基準を設定するよう考えています。大手採水事業者のみに規制を行なうことは考えていません。
70		・井戸水の取水量が不足し始めた。現状調査を行ってから、条例の制定をすべきだ。	地下水の持続可能な利用をするための仕組みを構築する条例制定を考えています。
71		・河川区域内の伏流水が、条例での届出対象外だが、営利目的での採取は全て規制してほしい。	河川法の規定による河川水については、水利権等の許可制が導入されています。本条例で河川水の規制をすることは考えていません。
72		・県に地下水条例の専門部署が出来ることを望む。	関係部署で連携を図ります。
73	その他(施策の体系外の意見等)	・水源地の購入に、手続きを義務付けるべきだ。	関係法令(森林法、国土計画法等)の規定による届出で対応するよう考えています。
74		・水源地の購入を自治体も行うべきだ。	県が水源地を購入することは考えていません。
75		・産業廃棄物による地下水の汚染防止をこの条例で対応できるのか。	公害防止条例、環境アセス条例等の関係法令による対応を考えています。本条例での対応は考えてい